

地域密着型通所介護事業所移行 現況届出書〔兼〕変更届出書 添付書類一覧表

(変更があった事項とその番号 ⇒ 「現況届出書」様式の裏面③〔兼〕変更届出書に対応)

変 更 が あ っ た 事 項		添 付 書 類
1	事業所の名称	●事業所の運営規程
2	事業所の所在地 ※ 事業所の移転等に伴い、事業所番号が変更になる場合は、取り急ぎ、三重県長寿介護課まで連絡してください。	●事業所の運営規程 ●平面図（機能訓練室等、面積要件のある箇所に係る内法寸法及び求積表が記載されたもの）、写真方向図、写真（外観及び内部（カラー）） ●建築基準法、消防法に係る検査等を必要とする工事を行った場合は、検査済証等の写。（検査等が不要の場合は、予め関係部署に協議を行い、不要の旨を確認したことを記載した協議書。） ●厨房業務に係る三重県食品衛生規則第5条の届出等の写。（届出等を必要とする場合。）
	事業所の電話番号・FAX 番号	（不要。「変更の内容」欄に記載するのみで可。）
3	開設者（法人）の名称	●履歴事項全部証明書（法務局の法人登記簿謄本） 注）電話番号・FAX 番号のみの変更の場合、「変更の内容」欄に記載するのみで可。
	開設者（法人）の主たる事務所の所在地	
	開設者（法人）の電話番号・FAX 番号	
4	代表者の氏名及び住所（※1）	●誓約書 ●役員等名簿 ●履歴事項全部証明書（法務局の法人登記簿謄本）
5	定款・寄付行為等及びその登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）	●定款又は寄付行為等 ●履歴事項全部証明書（法務局の法人登記簿謄本） 注）市町の場合、当該事業所の設置条例等。
6	事業所の建物の構造、専用区画等	●平面図（機能訓練室等、面積要件のある箇所に係る内法寸法及び求積表が記載されたもの）、写真方向図、写真（外観及び内部（カラー）） ●建築基準法、消防法に係る検査等を必要とする工事を行った場合は、検査済証等の写。（検査等が不要の場合は、予め関係部署に協議を行い、不要の旨を確認したことを記載した協議書。） ●厨房業務に係る三重県食品衛生規則第5条の届出等の写。（届出等を必要とする場合。）

8	事業所の管理者の氏名及び住所（※１）	●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ●経歴書 ●誓約書 ●役員等名簿 【資格要件のある職種と兼務する場合】 ●資格者証等の写（※２）
10	運営規程 ※ 従業者数の変更の場合は、「運営規程における従業者数の考え方及び変更届の取扱いについて」を参照してください。 http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000404396.pdf	●事業所の運営規程（変更後のもの） （事業所名称・所在地、従業者数、営業日・営業時間、利用定員、通常の事業の実施地域、利用料その他の費用の額等に変更があった場合に提出。） 注）文言の訂正など軽微な変更は提出不要。 【従業者数の変更の場合】 ●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ●資格者証等の写（※２） 【利用定員の増加の場合】 ●平面図（機能訓練室等、面積要件のある箇所に係る内法寸法及び求積表が記載されたもの。）
19	役員の氏名、生年月日及び住所（※１）	●誓約書 ●役員等名簿（変更があった役員のみで可。） ●履歴事項全部証明書（法務局の法人登記簿謄本）
21	その他	【資格要件のある職種に従事する従業者の変更】 ●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ●資格者証等の写（※２） ●生活相談員 経歴書（該当する場合。） 【通所介護の看護職員について、病院等との連携により確保する場合】 ●従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ●看護職員の確保に係る病院等の設置者との契約書の写（※３）

<備考>

- ※１ 代表者、役員及び管理者について、結婚や転居等で姓や住所が変更になった場合は、同一人物のため、役員等名簿のみ添付してください。（誓約書、履歴事項全部証明書等は不要です。）
- ※２ 資格者証等の写について、資格証等の姓が結婚等で現在の姓と異なっている場合は、戸籍抄本（写しで可）又は運転免許証の裏書きの写し、年金手帳の写し等、改姓の状況が確認できるものを添付してください。
- ※３ 病院等との連携により確保する看護職員について、資格者証等の写は不要です。